

# 平成 24 年度行政経営分析 ～ごみ事業～

## 今後の取組方針

小牧市

## 1. 経営分析結果に対する今後の取組方針

平成24年度に実施した「ごみ事業」を対象とした経営分析の結果を踏まえて、市として「何を」「いつ」取り組んでいくのか検討し、施策の短期・中長期計画である今後の取組方針を策定しました。

## 2. 検討課題に対する取組み

### (1) 資源ごみの収集

分析結果	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 平成23年度を基準に古紙の収集量を推計すると、事業者による自主回収量の増加から、平成27年度には、行政回収量4,765トンのうち452.1トン、資源回収団体の回収量2,095.2トンのうち198.7トンが減少すると推計される。</li> <li>➤ 現在、収集委託業務の仕様書は業務時間数をもとに委託料が算出されている。業務量が減少すれば業務時間が減少して委託料が削減されると仮定した場合、平成27年度に660万円（収集委託料と奨励金）を削減できると推計される。</li> <li>➤ こうした状況をふまえ、資源回収ステーションについては、多大な費用をかけて増設を行うのではなく、さらに民間事業者による資源回収への協力を働きかけることが望ましいと判断する。</li> <li>➤ 民間事業者による資源回収への協力の働きかけについては、より大きな効果を得られる民有地への新規設置を目指して、民間事業者に働きかけを行い、民有地がない場合はリサイクルプラザなどの市有地への誘致も視野に入れて取り組むべきである。</li> </ul>	
取組方針	
<b>公設公営の資源回収ステーションの設置</b> <b>【再資源化事業】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源ごみについては、民間事業者による自主回収が進んでいることから、市が多大な費用をかけて資源回収ステーションの増設を行う必要性は低くなってきているが、リサイクルプラザへの設置については、既存施設や人材が活用でき、費用対効果が高いことから進めることとする。</li> <li>・市設置の資源回収ステーションについては、現在計画しているリサイクルプラザへの設置後は、当面、新設はせずに、民間による自主回収の促進に努める。</li> </ul>
<b>民設民営による古紙回収コンテナ等の増設促進</b> <b>【ごみ排出抑制事業】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民設民営による古紙回収コンテナ等の増設を図るため、古紙回収業者や市内小売事業主等に協力を依頼する。</li> <li>・民有地への設置が困難な場合は、市有地の貸出しを検討する。</li> </ul>
<b>自主回収場所の利用促進</b> <b>【ごみ排出抑制事業】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の自主回収場所の利用を促進するため、広報、ホームページ、パンフレット等に事業者の自主回収場所（場所・回収品目・回収時間等）を掲載し、周知を図る。</li> </ul>

## (2) 資源回収団体の活動の活性化及び奨励金の検証

分析結果	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 県内市町村の行政回収品目のうち、空き缶については、奨励金を交付していない自治体が比較的多く見られるほか、業者への売払単価が高く(特にアルミ缶)、資源回収団体の収入に占める奨励金の割合も低いため、奨励金を廃止しても集団回収量への影響は低いと考えられる。</li> <li>➤ 集団回収分の資源を市が収集した場合は、古紙・古布の収集委託料が40%増加、約2,300万円の事業費が増加する。</li> <li>➤ 奨励金の総額は1,091万円であるため、他の条件を一定のまま比較すると、奨励金交付は、集団回収分を市が収集する場合より、費用対効果が高い。</li> <li>➤ ただし、資源回収団体奨励金交付事業を拡大する場合は、それに応じて行政回収の経費が縮小されるべきであることを考慮に入れる必要がある。</li> </ul>	
取組方針	
<p><b>奨励金制度の見直し</b></p> <p><b>【ごみ排出抑制事業】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源回収団体奨励金交付事業については、総体的には、費用対効果が高いと判断されたことから継続するが、奨励金の対象品目、奨励金の額等の見直しを行う。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 空き缶については、資源回収団体の収入に占める事業者の買取価格が高く、奨励金の効果は低いと考えられるため、奨励金の対象から外す。</li> <li>② 雑がみについては、資源回収団体の収入に占める事業者の買取価格が低いことや燃えるごみに混入される割合が高いことから、雑がみの資源回収の促進を図るため、奨励金の額を上げることを検討する。</li> </ul> </li> <li>・毎年、資源回収事業に尽力した資源回収貢献団体と集積場の美化等に尽力した集積場管理功績団体に対する感謝状贈呈時の記念品贈呈は、二重給付と考えられるため、廃止する。</li> </ul>

### (3) コンポスト及び密閉容器等の補助等の検証

分析結果	
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生ごみ堆肥化促進事業（コンポスト容器・密閉容器の無償貸与）において、1年間にかかる費用は約 310 万円、生ごみ減量効果は 220 トンであり、1 トンのごみ減量について 14,209 円の経費がかかっている。</li> <li>▶ 事業を廃止し、生ごみが 220 トン増加した場合にかかる経費は、廃棄物会計では約 500 万円（22,603 円/トン）の増額、小牧岩倉衛生組合の決算額からの推計では約 370 万円（16,753 円/トン）の増額となることから、費用対効果は燃やすごみでの処理よりやや高く、ごみ減量効果も一定量はあると考えられる。</li> <li>▶ 事業評価の視点から判断すると、生ごみ堆肥化促進事業・家庭用生ごみ処理機購入費補助制度は改善の余地があり、平成 25 年度に改善案を検討し、その結果を踏まえて、今後どうすべきか意思決定をすべきである。</li> </ul>	
取組方針	
<b>コンポスト容器等の未利用者の削減対策</b> <b>【ごみ排出抑制事業】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンポスト容器及び密閉容器については、使用状況を調査し、3 年の無償貸与期間内に使用しなくなった場合は返却を義務付け、再利用を図る。生ごみ処理機についても 5 年以内に使用しなくなった場合はリサイクルデータバンクへ登録するよう協力依頼し、利用率の向上を図る。</li> </ul>
<b>コンポスト容器等の購入単価の見直し</b> <b>【ごみ排出抑制事業】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンポスト容器の購入単価については、市販のものに比べ高いため、購入単価の見直しを図る。</li> </ul>
<b>コンポスト容器等の無償貸与制度から補助制度への切り替え</b> <b>【ごみ排出抑制事業】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この事業の目的は、市が用意するコンポスト容器を市民に貸し出し、体験的に使用することにより、生ごみの堆肥化を促進し、燃やすごみを減少させることであるが、事業開始から 18 年が経過し、既に多くの市民に貸与されたことから、今後は貸与数が減少傾向に転じた時点で補助制度への切り替えを検討する。</li> </ul>

#### (4) 有料戸別収集の検証

分析結果	
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 有料戸別収集における経費の変化を試算したところ、収集運搬費が 1.4 倍となる一方でごみの有料化による収入増加により、現状コストとそれほど変わらない結果が出たが、試算においては、他の取組みにかかる費用や有料化への切替えにかかるインシヤルコストを含んでいないことなどから、有料戸別収集の切替えには、より多額の経費がかかる可能性がある。</li> <li>▶ 本市には、まだ多くの狭隘道路が存在することから、戸別収集にした場合は収集作業による渋滞発生や安全性の面で問題が生じる可能性が高い。</li> <li>▶ 地元住民からは、地域の負担を減らすために戸別収集の実施の要望が出ているが、有料化に対する意見は出ていない。近隣市でごみの有料化がされていない状況において、市民が有料化してまで戸別収集を望んでいるのか見極める必要がある。</li> <li>▶ 全国的には、ごみの減量等を目的として、家庭ごみの処理手数料を有料化する自治体が増えており、有料化を実施したほとんどの自治体では、有料化実施後にごみの減量効果が得られていることから、ステーション方式のままのごみの有料化についても検討していく必要がある。</li> </ul>	
取組方針	
<b>有料戸別収集について</b> <b>【分別収集事業】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸別収集実施に伴う経費増額分を有料化で補填することに対し、市民の理解を得ることが難しいことから、有料戸別収集は当面見送る。</li> </ul>
<b>戸別収集について</b> <b>【分別収集事業】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸別収集については、市内にはまだ多くの狭隘道路が存在し、収集作業による渋滞発生や安全性の面で問題が生じる可能性が高いため、当面は現行の収集方式(ステーション方式)のままとする。</li> </ul>
<b>ごみの有料化について</b> <b>【分別収集事業】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの有料化については、県内自治体等の状況を注視していく。</li> </ul>

### (5) ①分別品目の見直し（剪定枝）

分析結果	
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「①資源回収ステーションでの拠点回収」「②リサイクルプラザでの拠点回収」「③月2回のステーション回収」の剪定枝の資源化案及び現行方法について、費用対効果、市民としての利便性、リスク及び実現可能性の側面から評価を行った結果、「③月2回のステーション回収」は実施に問題が多い結果となった。</li> <li>▶ 拠点回収については、燃やすごみの減量化・再資源化率の向上、市民としての利便性の向上が図られるが、一方で、経費が現状（燃やすごみとして回収）よりも高くなると予想される。</li> <li>▶ 仮に剪定枝の資源化を実施するならば、市の中心部にある資源回収ステーションでの拠点回収を試行実施し、回収量等を把握することが望ましい。</li> <li>▶ 課題1でリサイクルプラザへの資源回収ステーションの増設についてふれたが、リサイクルプラザに資源回収ステーションを設置する場合は、あわせて剪定枝の拠点回収を実施することが効率的である。</li> </ul>	
取組方針	
<b>剪定枝の拠点回収の試行</b> <b>【ごみ排出抑制事業】</b>	剪定枝の拠点回収は、野焼きの減少や、再資源化率の上昇、一部市民の利便性向上が見込まれるものの、既存施設や人材を活用できない場合は、経費が現状（燃やすごみとして回収）よりも高くなることが予想される。しかし、リサイクルプラザに資源回収ステーションを設置する場合は、剪定枝の拠点回収を、経費を抑えて実施することが可能である。このため、リサイクルプラザでの実施について継続的に検討していく。

### (5) ②分別品目の見直し（プラスチック・革製品）

分析結果	
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 想定されるプラスチック製品（容器包装以外）や革製品、ゴム製品については、分別における市民の利便性やコスト削減効果により、燃やすごみとして収集するメリットは大きい。</li> <li>▶ ただし、新炉の性能が想定されたものであること、分別不良による炉への影響なども考えられることから、これらのデメリットについて、小牧岩倉衛生組合や岩倉市と十分に協議の上、実施する必要がある。</li> </ul>	
取組方針	
<b>プラスチック・革製品の燃やすごみ化</b> <b>【分別収集事業】</b> <b>【ごみ減量化啓発事業】</b>	プラスチック製品（容器包装以外）や革製品、ゴム製品の分別品目を燃やすごみへ変更することが可能かどうか、関係機関と協議を行う。また、平成27年度からの小牧岩倉衛生組合の新炉の安定稼働を確認のうえ試験実施し、問題点の検証を行う。

## (6) 分別収集業務の民間委託化

分析結果	
<p>➤ 分別収集業務の委託については、他自治体の委託状況および委託化によるデメリットにも対応できると考えられることから、収集ルート状況、車両、運転手・作業員とその能力の最適化を考慮しながら、民間委託を進めていくことが望ましい。</p> <p>➤ 直営の収集作業においては、民間と直営の作業効率を比較した結果、直営は収集体制、作業スピードや効率的手法の採用、業務管理手法などの改善点がある。</p> <p>➤ 災害時等の対応については、平成21年に策定された「小牧市災害廃棄物処理計画」および策定中の「小牧市災害廃棄物等処理マニュアル」に、直営と委託業者の役割分担など、必要な事項を追加していくことが望ましい。</p>	
取組方針	
分別収集の委託化 【分別収集事業】	・直営職員の退職にあわせ、今後も引き続き、分別収集業務の民間委託を推進する。平成26年度末の再任用職員6名の退職にあわせ、民間委託化する収集品目・コースを検討し、民間委託を進める。(委託化の将来計画を策定する。)
収集業務終了後の 空き時間の活用 【分別収集事業】	・職種による勤務終了時間の差(再任用15時迄・臨時16時迄・正規16時45分迄)を考慮しながら、通常収集業務終了後の空き時間の活用を進める。
その他	・災害時等のごみ処理が停滞しないように、「小牧市災害廃棄物等処理マニュアル」の修正にあわせ、直営・委託業者の役割分担を追記する。

## (7) 分別収集業務の民間委託の契約方法

分析結果	
<p>➤ 現在の委託経費については、比較できる自治体数が少なかったため、その妥当性については検証が難しい結果となった。なお、数は少ないが、比較可能な自治体との比較においては、おおむね妥当と判断できる。</p> <p>➤ 古布・古紙を随意契約としている理由について検討・評価した結果、説得性が弱く、随意契約の見直しの可能性は高いと判断する。ただし、過去の経緯の詳細を調査し、団体への配慮が必要である。</p>	
取組方針	
古紙・古布収集業務の契約方法の見直し 【分別収集事業】	現在、古紙・古布の収集業務を委託している「小牧古紙リサイクル協同組合」は、市の指導の下市内6業者で設立したものであり、その経緯などを精査し収集ルートの分割を含め契約方法を検討する。

## (8) ごみ収集車の更新

分析結果	
<p>➤ ごみ収集車については、多くの自治体において、10年以上使用していることから、本市においても、次の安全対策をとりながら、使用年数を延長することにより経費削減を図ることができる。</p> <p>➤ 安全性の対策方法</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・車両の異常・不具合にできるだけ早く気付くよう、日常から運行前点検と保守整備（グリスアップ等）を実施</li><li>・何か不具合が発見されれば緊急修繕</li><li>・始業前点検の徹底</li></ul> <p>➤ 車両の使用年数については、収集業務の委託化の拡大による必要車両数を考慮に入れ、場合によっては中古車の購入やリース方式も活用していく必要がある。</p>	
取組方針	
ごみ収集車の長期運用 【ごみ収集車購入事業】	・ごみ収集車について、安全性・経済性を考慮し、業務に支障が出ない体制で使用年数の延長に努める。



## (9) 動物処理事業の民間委託化

分析結果	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 担当課の委託案および経費比較は妥当であるが、長期的に委託できるかどうかは疑義が残る。この点は業者の委託業務の成果を確認しつつ、同時にリスク対策として、他に業務を受託できる可能性がある業者を探す必要がある。</li> <li>➤ ペットの死体については、できる限り処理を民間（ペット葬祭業者等）に誘導することを検討する必要がある。</li> <li>➤ 今後さらなる経費削減を図るためには、担当課案3のとおり、道路上や公共施設に放置された動物死体を小牧岩倉衛生組合の新炉で焼却することを検討する必要がある。</li> </ul>	
取組方針	
動物処理事業の民間委託化	・犬猫処理施設で行っている動物処理の民間委託を継続し、経費削減を図る。
市民に民間業者を利用してもらうように誘導する	・ペットについては、できる限り飼主に動物処理を取り扱う民間事業者（ペット葬祭）を利用させていただくように、市ホームページ等により市民に周知を行う。
新炉での焼却処理の検討	・道路上や公共施設に放置された動物死体の小牧岩倉衛生組合新炉での焼却処理については、市民感情も考慮しながら、今後関係機関と協議していく。

## (10) ①小牧岩倉衛生組合における諸問題（業者からの使用料徴収）

分析結果	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ICカードについては、計量時間の短縮という利益が業者側にも発生すること、計量にかかる業務コストの負担の公平性の観点から、無料であることが妥当であるとは言い難いため、徴収することが妥当である。</li> <li>➤ 仮にICカードの有償化により業者がICカードの利用を控え、かえって、ごみ計量の煩雑化を招く恐れがある場合は、少なくともカード破損・紛失の際の実費弁償は要求すべきである。</li> <li>➤ 土地建物の使用料については、無料であることに明確な根拠が見受けられないことから、小牧岩倉衛生組合で新炉の建設後にあわせて条例等を整備する、又は市の条例を準用するなどして、使用料を徴収することが妥当である。</li> </ul>	
取組方針	
ICカード等の使用料徴収 【小牧岩倉衛生組合運営事業】	・新施設の供用開始にあわせ、ICカード・休憩室等の使用料を徴収する。

## (10) ②小牧岩倉衛生組合における諸問題（運営管理の委託化）

分析結果	
<p>➤ 小牧岩倉衛生組合はこれまで委託化を順次進めてきており、実質、これ以上の委託化は困難であると考ええる。また、他市と比較しても、委託の可能性が大きいとは客観的には言えない。</p> <p>➤ 委託可能な業務は次のとおりであるが、各業務は年間業務時間が少ないため、現実的に委託に適するかどうかはさらに詳細な検討が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 排出ガス測定（一部を全部に）：業務時間 60 時間</li><li>・ 生活排水の水質検査（一部を全部に）：業務時間 72 時間</li><li>・ 焼却灰熱灼減量測定（一部を全部に）：業務時間 72 時間</li><li>・ ボイラー水質検査：業務時間 72 時間</li><li>・ 騒音振動測定：業務時間 16 時間</li><li>・ 焼却プラント運転（一部委託から委託の割合を増やす）</li></ul> <p>➤ 委託業務の事業コストについては、改善の余地があると推察される。現在は、関係設備を設置した業者との随意契約が多くなっているため、小牧岩倉衛生組合は委託業者に対して、各積算資料を求めるなど、委託経費の根拠をより明確にしていく必要がある。</p>	
取組方針	
小牧岩倉衛生組合 の委託業務拡大 【小牧岩倉衛生組合運営事業】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 費用対効果が見込まれる業務について、引き続き、民間委託を進める。</li><li>・ 直営職員の退職にあわせ、委託化を推進する。（委託化の将来計画を策定する。）</li></ul>

## (11) し尿処理における使用料徴収

分析結果	
<p>➤ 施設使用料の徴収において、各対応策には次のとおり問題が想定されるため、下記の問題を踏まえたうえ、平成 26 年早期には決定する必要がある。</p> <p>＜現状どおり＞</p> <p>くみ取りし尿収集車と浄化槽汚泥収集車の区別、浄化槽汚泥のくみ取りし尿への混入防止など、対応策が必要となる。</p> <p>＜施設使用料を徴収するのみ＞</p> <p>市民が支払う収集料の値上がりが想定される。</p> <p>＜施設使用料を徴収し、代替業務を提供する＞</p> <p>くみ取りし尿処理業者の処理能力では代替業務を実施することは困難であると考えられる。</p> <p>＜施設使用料を徴収し、補助金を増額する＞</p> <p>使用料を徴収する一方で、補助金を増額することはおかしい。</p>	
取組方針	
<p>施設使用料の徴収方針の決定</p> <p>【クリーンセンター施設管理事業】</p>	<p>・下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）に基づく、し尿収集業者への負担軽減措置のため、し尿処理における施設使用料の徴収は行わない。施設統合後は、浄化槽汚泥のくみ取りし尿への混入防止策を徹底する。</p>

## (12) 脱水汚泥の焼却処理

分析結果	
<p>➤ 平成 27 年度から供用開始となる新クリーンセンターから発生すると想定される脱水汚泥量は、平成 22 年度小牧市し尿処理施設整備基本計画の見込みによると、し渣を含めて 555 トン/年程度と少量であり、さらに下水道供用開始区域の拡大により、その発生量はさらに減少していくことが見込まれる。</p> <p>➤ 新クリーンセンターの高効率脱水機と小牧岩倉衛生組合の新炉の能力から判断すると現時点では、焼却処分は問題ないと判断する。</p> <p>➤ ただし、高効率脱水機により脱水された汚泥の性状は想定されたものであるため、過去に小牧岩倉衛生組合が乾燥汚泥の焼却処理を試験した際の問題点などについて、十分に確認の上、実施する必要がある。</p>	
取組方針	
<p>脱水汚泥の焼却処理</p> <p>【クリーンセンター施設管理事業】</p> <p>【小牧岩倉衛生組合運営事業】</p>	<p>・新クリーンセンターの脱水汚泥の性状を確認し、小牧岩倉衛生組合の新炉において焼却試験を実施する。</p> <p>・焼却試験の結果を踏まえ、関係機関と協議し、焼却処理の本格実施を開始する。</p>

### (13) リサイクルプラザ

分析結果	
<p>➤ 現時点で、リサイクルプラザでの中間処理業務については、中間処理業者が県内・近隣に少なく、また、障がい者雇用の場として活用されている側面があるため、民間で処理することは難しい。</p> <p>➤ プラザハウスについては、平成 24 年度に定めた「平成 24 年度外部評価対象事業 今後の取組方針」に基づき、取組みを進める必要がある。</p> <p>➤ リサイクルプラザ建設時に、廃棄物処理施設整備費国庫補助金を受けているが、建設から 10 年経過していることから、将来的に中間処理施設の運営方針や今後のあり方を具体的に検討していくべきである。</p>	
取組方針	
<p>中間処理施設のあり方検討 【リサイクルプラザ施設管理事業】</p>	<p>リサイクルハウスでの中間処理業務については、当面、現状どおりの体制とする。</p>
<p>プラザハウスの体験講座の改善 【再資源化啓発事業】</p>	<p>プラザハウスについては、次の理由から既に役割を終えても良い時期に来ていると考えられるため、廃止を含め、将来的な施設のあり方を見直すこととする。</p> <p>① プラザハウスの設置目的は、市民に資源のリサイクルの重要性を啓発することであるが、施設を設置した平成 16 年に比べ、現在は、市民や社会全体のリサイクルに対する認知度はかなり上がっていること。</p> <p>② 施設の立地条件や利用状況の推移から、リサイクルの啓発については、多くの市民が訪れる場を活用したり、地域に出向いて実施する方が、効率的で効果的であると考えられること。</p>

### 3. その他課題に対する取組み

取組方針	
分別不良の改善 【分別収集事業】	分別不良による事故を防止するため、正しい分別方法について啓発する。
不法投棄対策 【快適で清潔なまちづくり推進事業】	市民からの通報や環境美化パトロールなどの活動をもとに、不法投棄現場を示す地図を作成し、不法投棄の発生場所を『可視化』する。 不法投棄されやすい地域を重点監視不法投棄地域とし、集中的にパトロールを実施する。
職員の不注意による交通事故 【分別収集事業】	ごみ収集作業を行う職員に対して、交通安全教育を実施する。
環境事業部門の組織体制の見直し	廃棄物対策課及びリサイクルプラザについて、責任と権限が一致する組織体制の見直しや仕組みを検討する。
収集ルートの見直し 【分別収集事業】	より効率的かつ市民に負担をかけない収集ルートの策定に向けて、検討する。

### 4. 取組みの進捗管理

各取組みについては、改善実施計画を策定し、担当部局により着実な進捗管理を行います。